

総治第 1121号
令和2年3月23日

国土交通省
近畿地方整備局河川部長 様



淀川水系における更なる河川整備の意見照会について（回答）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素から兵庫県県土整備行政の推進につきましては、ご理解とご協力を賜り
厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年11月1日付け国近整河計第23号で照会のありました標記のことについて、別紙のとおり意見を回答します。

「淀川水系における更なる河川整備」に対する兵庫県意見

1.さらなる治水安全度の向上に向けた取組みについて

気候変動による豪雨災害の激甚化・頻発化が顕在化する中、河川対策にあわせて流域対策や減災対策をより一層推進する必要があることから、引き続き関係者と連携して総合治水を推進し、流域のさらなる治水安全度向上に取組まれたい。なお、河川整備にあたっては、治水・利水に加え生態系や水文化・景観、親水に配慮した川づくりに取組まれたい。

- (1) 県管理区間の銀橋周辺狭窄部上流域の浸水被害軽減を早期に図るため、下流の国管理区間の整備を推進されたい。
- (2) 一庫ダムの洪水調節能力のさらなる向上、効果的な洪水調節操作に取組むとともに、ダムの持つ機能や効果について普及啓発に努められたい。また、一庫・大路次川における洪水浸水想定区域図等を作成されたい。
- (3) 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく、「島の内水害に強いまちづくりプロジェクト」を推進されたい。
- (4) 河川整備の進め方や河川整備計画の見直し等にあたっては、流域内の治水安全度のバランスや上下流バランスを考慮するとともに、関係者と十分協議・調整の上、進められたい。

2.水利用の合理化や渇水調整の円滑化等について

- (1) 水質危害事象への対応方策の一つとして、利水者の異なる別系統等からの緊急的な取水が有効であると考えられることから、このような水利使用及び関連する施設整備の許可または承認にあたっては、柔軟に対応されたい。
- (2) 将来的な水需要の低下が想定されることから、地域に点在する取水口の集約化など、水利用の合理化について提案があった際にも、柔軟に対応されたい。
- (3) 既存水源開発施設の統合操作や再編、運用の見直しにあたっては、現行の利水機能が適切に確保できるよう、利水者等の関係者と十分協議・調整されたい。
- (4) 安全・安心で良質な水の確保、水面利用の適正化のための取組を推進するとともに、水質の改善状況等の積極的な周知を図られたい。
- (5) 現行の河川整備計画に記載のある「渇水対策の見直しの提案を行う」にあたっては、今後予想される気候変動に伴う渇水リスクを踏まえ、利水安全度の向上と渇水調整の円滑化を図るための具体案を検討し、関係者と十分協議・調整の上、進められたい。

3.その他

- (1) 河川断面を阻害する樹木や堆積土砂などについて、適切に維持管理されたい。
- (2) 避難判断水位や氾濫危険水位を設定していない水位計について、市町の要望等を踏まえて、避難判断に資する水位設定を検討されたい。
- (3) 歩行者、自転車等が安全に利用できるよう河川敷を適切に維持管理されたい。
- (4) 急激な河川水質変動を適時把握するため、現在より詳細な測定値（1時間→10分間隔等）を提供されたい。
- (5) 高潮等、下流からの水質危害事象を適時把握するために、枚方左岸より下流域等に測定地点の追加を検討されたい。
- (6) 計器の測定レンジを超過する水質危害事象が生じていることから測定レンジの見直しを検討されたい。